

経済学者議員リカード

— その前期を中心として —

眞 実 一 男

I はじめに

リカードがスミスを創設者とする古典学派の完成者であったことは、よく知られている。またかれの主著『経済学および課税の原理』が〔9〕I. 以下でのリカードからの引用はすべて〔9〕により、ローマ数字で巻数を、アラビア数字でページ数を示すことにする。なお訳本には原本のページ数が附記されているので、特別の場合を除きそのページ数をあげないことにする。また訳文は利用させて貰ったが、必ずしも同一ではない) マルクスおよびJ・S・ミル経由のマーシャルに対極的に継承されて、現代経済学の理論的基礎を形成してきたことも、よく知られている。しかし他の古典派経済学者同様、リカードもまたたんなる理論家に止らず、政策理論家なのであった。かれが19世紀初頭のイギリス—産業革命(1760—1830)とナポレオン戦争(1793—1815)との同時進行—の主要な時代的問題である戦時インフレおよびその整理や穀物法等と切りむすぶことによって、かれの政策理論の形成がなされてきたこともまた隠れない事実であった。そのうえかれはその晩年を議員として、かれの政策理論を立法の府において押し進めようとさえした。この最後の論点はいままでのリカード研究では比較的なおざりにされてきた所であったが、近時ようやく内外の諸研究(ゴードン〔4〕、フェッター〔3〕、ヒルトン〔6〕、ラシッド〔7〕、西沢〔15—16〕、服部〔13—14〕)によってその欠点が補われつつあるといえよう。以下本論文においては、スラッフアのリカード全集第5巻『議会の演説および証言』(〔9〕V)を中心にしてそのような諸研究をおりませながら、経済学者議員リカードの主張とマヌウヴァーとをその前期に焦点を絞りながら追跡することにしたい。

さてJ・ミルの勧めに抗しきれず、リカードがアイアランドの腐敗選挙区ポータリントン(Portalington)から、補欠選挙によって下院入りするのは、1819年2月26日であった。その翌年にはジョージ3世の死去による総選挙が行なわれるが、リカードは前回同様の経過を辿って再選される(cf. 〔9〕V/xiii—xix)。以後1823年9月のかれの死に至るまで、前後2期通算6会期の議員生活の間に、かれはかれの政策理論実現のために精力的に奮闘した。その具体的方法としては、(1)議場における演説および賛否投票と(2)委員会における委員就任および証人としての証言とがあげられよう。それらは当時の議会議事録(Hansard)や『委員会報告書』からリカードに関する

部分を拾い上げるという難業を強いるものであったが、現在ではその労苦はスラッフアによって大いに軽減された。⁽¹⁾とはいえかれの演説回数は171回、委員就任は8回、証言は5回という多岐にわたっているので、⁽²⁾それを全面的に追及するのはやはり至難の業である。

いま結論を先取りしていえば、かれの議会でのマヌウヴァーの中心は、1810年の通貨論争以来のかれの通貨・銀行論にもとづく金兌換再開もしくは「正貨支払」の主張とそれをめぐる論戦であったといえよう。後述するように、1819年にリカードの主張を入れたピール法が、旧平価による正貨支払をめざすことによってデフレを招き、打続く農業不況とあいまって穀物法改正(悪)への動きを誘発するとともに、戦時公債の利子負担をめぐって公債利子所得者と企業者(とくに農業者)との間に分配の不公平をも招くことによって、リカード=ピール攻撃を激化させた。またそれらは企業家のみならず勤労者階級の苦境(失業・低賃銀)をも招来し、その原因および救済策についても激しい論争を惹起した。しかもこれらに対するリカードの基本的立場は確固不動であり、旧平価での金兌換再開は原則的に正しく、もし誤りがありとすればそれはイングランド銀行の誤った行動にのみ帰因するというものであった。また農業不況ならびに全般的グラットは過渡的なものにすぎず、その根本的原因が穀物法による農産物の過剰生産であるとすれば、穀物法を中心とする保護立法が段階的に撤廃されれば、すべてはうまくゆくはずであり、また労働者への保護ないし救済策も百害あって一利なきものとされる。

以下そのような角度から、前期2回期のリカードの議員活動を追うことにしたいが、原則的には時間的順序に従うことにしよう。

II ピール委員会でのリカードの証言

ところでリカードの初議会でのスタートは、下院の「現金支払再開委員会」(以下ピール委員会と略称)での証言より始まるが、⁽³⁾議員としての定着は同委員会の『最終報告書』にもられた勧告案にもとづくピールによる決議案への動議にさいしてのリカードの演説からであったといえるかもしれない。

しかしいまここでただちにそれらの内容に立入る前に、現金支払再開をめぐる当時の背景にふれておく必要がある。さてナポレオン戦争の結果イングランド銀行は1797年以来金貨による銀行券の現金支払を停止していたので、当時のイングランド銀行券は兌換紙幣から不換紙幣になり下っていた。そのため金紙の間に価格差を生じるとともに、外国為替相場の低落が起った。とくにそれらの事態が顕在化した1810年前後には議会外でもその原因と対策とをめぐる「地金論争」が戦かわされたのみならず、議会内でも有名な「地金委員会」(F. Honer 委員会)が同年に結成された。そしてその『報告書』(1810)によれば、金紙のヒラキおよび外国為替の下落の根本原因は外ならぬイングランド銀行券の増発であるとされ、したがってその対策としては同銀行券の縮少さらにはその兌換再開が要請された。⁽⁴⁾リカードはいち早くこのような線に添う発言を議会外で主張していたのみならず、地金論者の立場から同銀行に対して仮借なき攻撃を加えてきていた。⁽⁵⁾

ところで1812年のモスクア敗退以降さすがのナポレオンも退潮の一途をたどり、1814年4月に

は皇帝を退位し、5月には第1回パリ条約の締結がみられた。これをうけてイギリスでは、同年7月に、翌年3月まで兌換禁止を延長することをきめたのであった。しかしいざ1815年になるとさらに翌年7月まで、1816年にはさらに2年間、2年後の1818年にはいま1年間というように、兌換再開はナポレオン戦争終結後小刻みにずるずると引延ばされてきたというのが実情であった。

これをうけて1819年議会は、同年7月5日と定められた兌換再開もいままでの安易な引延しが不可能であることを悟り、2月2日には蔵相ヴァンシタート (N. Vansittart) の動議にもとずき、現金支払再開を目的としてイングランド銀行の状態を調査すべき秘密委員会の設置にふみきった。そして下院委員会の委員長には若きピール (R. Peel) が、上院のそれにはハロウビー伯 (Earl Harrowby) がそれぞれ任命され、前者は2月11日から5月1日までに24名の証人を、後者は2月8日から4月30日までに同じく24名の証人を喚問した。わがりカードは、前者においては3月4日と19日に150の、後者では3月24日と26日に142の質疑応答をそれぞれに重ねている。かれの両院での証言にはそれぞれの特色がみられ、その緊迫度からすればむしろ上院の方に軍配があがるようでもあるが、⁽⁶⁾ その後における下院のピール委員会の『報告書』をめぐるリカードの演説などとの関連を考慮するとき、以下の叙述においてはもっぱら下院でのそれを主として、その限りで上院のものにもふれるというゆき方をとりたい。

さてピール委員会での証人喚問は、その大前提として『地金委員会報告書』があり、したがってそこでの議論の焦点は、「再開すべきかどうかというよりもむしろいつそしてどのようにして再開するのかという実際的なもの」(ヒルトン〔6〕p.43, 強調ヒルトン)におかれており、しかもそのタタキ台にはリカードの『経済的で安全な通貨』(1816) ([9] IV)における提案が「リカード氏の案」として討議されていたのであった。したがって以下の証言にみられるように、リカード自身の応答には新味が少なく、かれの従来意見一即時または早期における平價復帰と地金支払一を確認し、それを一步も譲るまいとする所に特色があるといえそうである。

まずリカードは質疑応答〔1〕および〔2〕において地金論争以来の自己の立場が不変であることを表明したのち、〔8〕の「あなたはイングランド銀行券の減少が確実に金の価格の下落を生じるとお考えになりますか」という質問に対して、「わたしは、そう思います。わたしはむしろ一国の全流通量の減少がというべきでしょう。……というのはイングランド銀行券の流通量の減少はただちに地方銀行券の減少を随伴するだろうと、わたしは考えるものですから、……」と答えることによって、原則的にイングランド銀行券による一国の通貨量規定を承認したうえで、同銀行券の数量と金価格との併行関係を堅持しているものといえよう。

さらに質問者が、イングランド銀行券の減少にもかかわらず(1818年下期の£2921万から現在〔1819年3月〕の£2500万)金価格が上昇したのはなぜかという理論と事実との背理をついてきたのに対してのリカードの応答は確固としており、それはそれを相殺する(countervail)要因が介在するだけのことであるので、その事実はなんら理論に背理するものではないというものであった。例えば〔13〕での「さて銀行が現在の発行額をこえてさらに減少を行なうと想定すれば、同じ〔相殺的〕諸要因の作用がその減少から期待される好結果〔金価格の減少〕を阻止しないの

ではないでしょうか」という質問に対して、リカードは「それはまったくありうることで、わたしはそれをありそうとは思いません」と答えるのである。⁽⁷⁾

またリカードは、かれの持論である金兌換に裏打ちされたイングランド銀行券の使用および金平価復帰という点についても確固としていた。例えば [20] の質問、「その主題に関するあなたの御意見を当委員会に戴けませんでしょうか」に対して、リカードは「わたしの意見は、イングランド銀行がその紙幣を£ 3-17-10 $\frac{1}{2}$ の造幣価格で正貨または地金のいずれかを以て支払う自由をもつべきであるというのです」と答える。⁽⁸⁾

さらにこの点に関連して [52] の「5%の大きさまでの物価下落は、⁽⁹⁾もしもそれが他の諸原因すなわち投機のゆきすぎやその結果として生じる沈滞からの帰結としてひじょうに大きな物価下落があるように思える時期に起ったとすれば、とくに困ったことではないでしょうか」という質問に対して、「5%の価値の変更は、わたしにはひじょうに恐るべきものとは思えません。しかしこのことについて、わたしは多くを知っているとは確言できません」と答え、平価復帰における物価下落率を5%に押えるとともに、それが現行不況下でも許容可能であると主張する。⁽¹⁰⁾

目を本位制に転じれば、リカードは複本位よりも金単本位制を主張する。質疑応答 [68] での前者が後者よりも変動的であるという議論をうけての [69] では、「より少なく変動する測度を提供するものとしての一金属が選択されうるものとして、あなたはどちらの金属を推奨されるのでしょうか」という質問に対して、リカードは他国で銀が使用されていることを勘案すれば銀本位の推奨を考えないでもないが、「銀鉱山にはとくに機械が適用可能であり、それゆえに同金属の数量の増加およびその価値の変化をひじょうに多く誘発するかもしれないが、同一原因は金の価値には作用しそわないので、金がそれによってわが国の通貨の価値を規制すべきよりよい金属であるという結論に至りました」という。⁽¹¹⁾

また質疑応答 [90] の「銀行が造幣価格で金貨もしくは地金の支払を引受けるのに好都合であるとあなたがお考えになるような、なにか特別の時期をあなたはおのべにできますか」という質問に対して、「厳格にいつという時期を、わたしが確定するのは困難です。しかし銀行が数ヶ月のうちにそれを行なうことからのいかなる悪い結果についてわたしはあまり心配してはいません。同時にそれはある少しばかりの困難があるだろうということ、わたしは認めます。しかし困難はひじょうに打ちかちがたいものであるようにはわたしには思えませんし、またそれは既定の確固とした標準によって規制される通貨の保有により補償されて余りあるものです」と答え、リカードは困難を全然否定しないものの、早期復帰に賛同しているといえる。⁽¹²⁾

続く質疑応答 [91] の「現在物事がそうであり、銀行が現金支払を再開するまでおそらくそれに止まるに違いない不安定の状態からその結果として出てくる、商業界や公共利益全般にとつてなんらかの不便があると、あなたはお考えですか」という質問に対して、「わたしはひじょうに深刻な不便が不安定の状態から生じると思います。兌換できない紙幣に随伴する害悪の一つは、それが過剰取引 (overtrading) を奨励するということです。……」と答えることによって、リカードは不換紙幣下のインフレによる過剰取引を槍玉にあげているといえよう。⁽¹³⁾

以上ピール委員会におけるリカード証言の主要部分を取上げてきたが、¹⁴⁾そこではなによりも1810年以來のかれの理論が非妥協的に主張されているといえよう。すなわち、金紙のヒラキと外国為替低落の原因をイングランド銀行券の過剰発行に求めるのみならず、その矯正策として旧平価による現金または地金の早期支払を提示する。またそれに対する反対論としての複本位論および商業界へのデフレ効果論に対しても、それぞれにリジョンダーを試みることによって、一歩も譲っていないともいえよう。

Ⅲ ピール『報告書』をめぐるリカードの演説

さてピール委員会はリカードをも含むこのような証人喚問の後、その『第一（暫定）報告書』を1819年4月5日に発表する。そこではまもなく現金支払再開案を提示するのだが、いまは緊急事態として1817年1月1日以前の日付をもつイングランド銀行券を金貨で支払うという同銀行の約定の停止が勧告された。¹⁵⁾そのさい同委員会のメンバーでもあった野党ウィッグのティアニー(G. Tierney)は即時再開を主張してこれに反対する演説を行ったが、リカードはかれを反駁して再開が段階的であることを条件にしてそれに賛成の演説を行った。

ところでピール委員会の『第二（最終）報告書』は、5月6日に提示された。そしてそこでは、つぎのような内容をもつ勧告がなされていた。すなわち(1)イングランド銀行の流動性を確保するため政府貸上金中から£1000万を同行に返済すること(2)現金支払再開を段階的に行なうために1820年2月1日からは60オンス以上という制限付で金1オンス£4-1-0の率で、それ以後同年10月1日からは£3-19-6に、1821年5月1日からは旧平価の£3-17-10 $\frac{1}{2}$ でイングランド銀行が金兌換に応じること(3)金貨の溶解および輸出禁止の解除がそれらであった (cf. スマート [10] vol. I pp. 676-677)。これをうけて5月24日には、ピールが9項目の決議案¹⁶⁾の提出を動議するが、それはただちに活発な討論を誘発した。このうちエリス (E. Ellis) はかれの修正案を提示し、1821年5月1日以降は金貨および地金のいずれの兌換をえらぶのかをイングランド銀行に任せるのみならず、最終復帰の年を1年早やめ1822年5月1日以降は金貨兌換を行なうというものであった。そしてこのエリス案には、ティアニーも賛成した (cf. ゴードン [4] p. 50)。わがリカードもまたこれらを反駁すべくかれの「最初の重要な議会演説」([9]V/368)を行ない、通貨問題専門の議員としてのゆるぎなき地位を議会内に確保するに至った。まことに当夜はリカードにとって、「偉大な時」(ゴードン [4] p. 51) であつたらしい。「大歓声の最中に立上った」([9]V/9, note 1) リカードは、長広説をふるうが、その議論は錯綜しているので、以下その要点を個条書的にまとめてみることにしよう (cf. [9]V/9-18)。

第1にリカードの鋒先は、イングランド銀行の理事たちにむけられる。なぜならかれらの場合、ピール委員会での証言では同銀行券の発行数量と地金価格および為替相場との関係を肯定しておきながら、理事会の決議ではそれに反対を表明するのみならず蔵相に対して行なわれた抗議でも平価復帰を非難するというように「かれらがこのような首尾一貫しない意見を公言するとき、また議会がかれらの行動に関してもってきた経験の後には、現金支払再開への準備をかれらの手中

から取上げることが、⁽¹⁷⁾議会における最高の分別となろう」からであるという。

第2にリカードは平価復帰が物価下落を伴なうという反対論を念頭におきつつ、「その困難は、ただ通貨の価値を3%引上げるというだけのことです〔謹聴、謹聴〕。……銀行券をその地金の価値に回復するためには（ついでだがわずかに3%の変更である）、紙券を回収することによって下院はなすべき必要なすべてをなしたはずであろう〔謹聴、謹聴〕」としてこれを斥ける。

第3にこれに関連して、エリスが提出し、ティアニイが支持した、1821年5月21日以降は金貨もしくは地金のいずれかの支払の選択をイングランド銀行に任かせるという修正案に対してリカードは、もしもこの修正案が承認されれば貨幣製造のために金に対する異常な需要が惹起されるであろうし、この需要のため「最初の引上げ〔3%〕に加えるに3ないし4%の通貨価値の引上げになるであろう〔謹聴、謹聴〕」といい、自己の金地金支払案を擁護する。

第4にリカードは、政府がイングランド銀行に£1000万を返済すべきであるという第3決議案について不賛成を表明する。なぜなら「下院は……理事たちの行為にもうこれ以上干渉すべきではなかったのであり、理事たちは業務の運営については株主にだけ責任を果すべきものであった」からとして、政府およびイングランド銀行への両面批判を試みる。

第5にこの決議案によってイングランド銀行が必要な通貨発行量に困難を感じ、その結果大衆が通貨の希少から迷惑を感じるかもしれないという点に対してリカードは、「提起されている現金支払再開の方法〔段階的方法〕が、かれ〔リカード〕にとっては想像しうる限り最も容易なもののように思われる」として、その理由を「1820年10月までは同行はなんらの〔通貨量の〕削減をなす必要がなく、そしてそれからも僅かの量の削減でよいのである〔謹聴〕」からだとする。ただその場合「同行はその発行額を注意深く削減すべきであり、かれら〔同行〕がそれ〔削減〕をあまりにも急速にしはしまいかと恐れているだけである〔謹聴〕。もしもかれがかれらに忠告を与えるとすれば、かれはかれらに対して地金を買うのではなくして、たとえかれらが数百万ポンドしかもっていないとしても、もしもかれらがかれらの業務を管理しているとすれば、かれは大膽に売るべきだというふうに〔かれらに〕勧告するかもしれない」として、リカードはイングランド銀行が現金支払再開のために金の購買よりも金の売却によって金価格の引下に努力すべきことを力説しようとする。

第6に造幣局が金貨を£1200万製造するのに一年間を要するという上院委員会でのマシエット(R. Mushett)⁽¹⁸⁾の証言を根拠にして、「イングランド銀行券の削減と造幣局から提供される供給との合間〔一年間〕に、全国が〔通貨量の〕不足を深酷に感じるだろうということが容易に起るかもしれない。要求がありしだい地金に対してその銀行券を(£3-17-6で)与えることを同行に強制するという決議案が挿入されることをかれ〔リカード〕が欲すべきであったというのはまさにこのためなのであった」としてリカードは、追加決議案を示唆するとともに、「この省略を除けば同案は、かれの意見では完全に安全であり穏当であった」として同案に賛成の態度を示す。

第7にリカードは、4年間に段階的に£100万の削減という再開案にゆき渡っている警戒に驚

くとともに、それは「イングランド銀行の無分別な言葉使いに帰せしめうるのみである〔謹聴〕」として同行攻撃の手を休めない。すなわち、「同行理事〔マンニング (W. Munning)〕は当夜同行から信頼を取上げないようにとかれら〔下院〕に語った。下院はその富もしくは誠実さになんらかの疑いをもつことにより、同行からその信頼を取上げたのではなくして、経済学の諸原理をまったく無視しているという確信によってそうしたのである〔謹聴、そして哄笑〕。同行は、かれらの発行額を削減するのに十分な時間を持ちあわせてきた。しかも現金支払の再開に対して繰返し定められた期日にもかかわらず、かれらは決してそうはしてこなかった」として同行をせめる。もつとも現金支払再開は公共の利益に関するものでありしたがって閣僚の仕事であり、同行はただ株主の利益のみを考えればよいはずであった。にもかかわらず「〔同行の〕理事たちは、株主の利益をなんら顧慮することなしに閣僚もしくは国家の諸要求についてのかれらの見解にしたがって、ここで100万かして100万というように金をばらまいてきた〔謹聴〕。当の理事〔マンニング〕はかれら〔閣僚〕に通貨を制限しないようにと助言し、1797年のかれらの経験〔兌換停止〕に言及した。しかしそれは、類例とはいえなかった。その時には各人が〔フランスからの〕侵攻を恐れて自分の家で金を持つと欲した警戒とパニックの季節だったのである」として、リカードは同行の無分別な行動およびマンニングの誤れる判断をきびしく批判する。

第8にリカードは、一定額以上の銀行券に地金兌換を限るという第4決議案（金60オンス以上という制限を含む）に異議をさしはさむティアニイに対して、つぎのようにリジョインダーする。すなわち「同僚議員（ティアニイ氏）は、提起されたプランの下では£10〔銀行券〕の保有者はイングランド銀行で地金を得ることができないのでどうすればよいのかと尋ねた。修正案によれば、同議員はこの衰れな人に地金か正金かを与えるのにひどく急ぐには及ばなかった。しかしかれら〔下院〕は同案によって£10銀行券の保有者になにもしようとはしなかったのだろうか。£10銀行券の保有者は、かれの状態において改善されるであろう。なぜなら通貨をその本来の価値に戻すことによって、……かれの£10銀行券はそれに比例して価値を増加させられるだろうから。かれは金を求めて同行にゆくことができないとしても、金匠の誰の所にでもゆくだろうし、その金匠はかれの銀行券が受取る権利のある金の分量をかれに得せしめるだろう。……」として、リカードは小額地金兌換の困難を深酷なものとはみなさなかった。

第9にリカードは、戦後は破壊的な銀行券減価より立直りつつあることを確信し、現金支払再開の将来についてもきわめて楽観的であった。すなわち「かれ〔リカード〕は、あえてつぎのようであろう。ほんの数週間のうちにすべての警戒が忘れられ、〔1819〕年末には流通媒介物の価値における3%の変動の見込みについてゆき渡っていたなんらかの警戒のことを思い返して驚くことだろう」とすらいう。

そして最後にリカードは、金貨を無制限に、銀貨を40s.までしか法貨としないという1817年2月の造幣局規定を賞讃し、金単本位制を推奨する。すなわち「かれ〔リカード〕は金を本位とし、銀を代用通貨としておくことにまったく賛成である。……」という。そしてまたこの問題を考慮中の主題にそれほど無関係でないある機会に、この議員（J. P. グラント〔Grant〕）や老商人（ロ

ーダデール)⁽¹⁹⁾と議論するのは幸いであるともいう。

かくてリカードは「下院のあらゆる側からの全員の高らかな喝采のうちに着席した」が、深夜2時までには及ぶ白熱した討論はカースルリイ (Castlereigh) の示唆によってやっと翌日に持越されるに至った。

翌25日になるとイングランド銀行理事ピアス (J. Pearse) は、リカードが同行理事たちはかれらの業務を行なうのに能力を欠いているといったことを否定するとともに、かれらが現金支払への復帰を真剣に欲していないといったことをも否定した。これらに対してリカードは、「かれは同行が真剣でないといったことはないし、個人または公的団体としてのかれらに個人的敵対心をもつものでもない」と釈明しながらも、「かれらは誤れる措置を取ってきたし、またかれらは通貨の主題を理解してはいない」という点について譲ろうとはしなかった。

そして翌26日には決議案は承認され、それにもとずいて法案がピールと蔵相によって上提されるように命じられた。さらに6月14日の同法案の第3読会では1821年5月1日以降金貨交換をイングランド銀行に許すというエリス修正案をも受入れた。他方同法案をまわされた上院では6月15日にローダデールが銀行本位制および造幣局規定をむしかえしたが否決され6月21日にはかれもそれに賛成するに至り、6月23日の第3読会では段階的支払の終期である1821年5月1日を翌年まで延ばすという修正を加えて同法案を通過させた。最後に6月25日には下院の承認をうることによって、同法案はようやく法律 (以下ピール法と略称) として陽の目をみるに至った (cf. ゴードン〔4〕, pp. 56—57)。

以上一年生議員リカードが登場したこの会期におけるハイライトは、なんといってもピール法案をめぐるかれの論戦であり、これによってリカードは通貨問題専門家としての名声を議会内に確立したといってもよかった。その意味では経済学者議員リカードのすべり出しは、好調であったといえよう。そして同会期は7月13日に閉会となり、⁽²⁰⁾リカードはロンドンからギャトコウム・パーク (Gatcomb Park) に引上げることになる。

IV 特別議会におけるリカードの演説

ところで1819年の不況は、農業者や製造業者のみならず、労働者階級をも圧迫し、不穏な空気をみなぎらすとともに政治的急進主義を抬頭させていた。このような背景の下で、8月16日に生じたマンチエスターでのデモ隊民衆虐殺のピータールー事件は、⁽²¹⁾世論をわきたたせつについては悪名高き弾圧立法たる「六法」を招来するようにもなった。そしてそのための特別議会が、急遽11月23日から12月29日まで開会される。

わがりカードはそこで、「穏和なブルジョア・ラデカル」としての真髓を示す演説を行なう。それは「六法」のトップをきる「煽動集会防止法案」をめぐるなされたものであったが、⁽²²⁾同法案は11月29日にカースルリイによって提出され、12月2日の第2読会 (リカードは少数派として否の投票を行った) を通過し、12月6日に再度取上げられたものであった。この日の演説 (cf. [9]V/28—29)) でリカードは、まず人民の議会に対する請願権を議会の国王に対する請願権と

対比することによって、請願権に実効をもたらすための人民の集会権を是認する。ただしこれらの集会を野放図に任せることは、逆の専制政治をもたらすことにもなるだろうから、そこには抑制手段が必要とされよう。「かれ〔リカード〕が与えようとした抑制手段は、議会改革によってのみ確保できたのである。その場合には、請願、しかもおそらく人民の最底部分からの請願が抑制手段となる代りに、下院が政府のもちうる最良の抑制手段になるであろうし、この抑制に人民は完全に満足するであろう」という。ただしリカード自身、普通選挙や年一回の定例議会というラディカル派の議会改革案を遠い理想として賛同するにやぶさかではないが、「普通選挙にはほど遠い選挙でもこの目的は達せられるし、それが十分な抑制手段になるであろうと考える」として、当面の課題として「より小規模な改革」の実行を要請するとともに、それなしの「煽動集会防止法案」には反対の態度を表明する。にもかかわらず、12月23日には同法案の第3読会の通過をみたが、リカードはこの時にも少数派として否を投じ、その節を貫いた。²³⁾

続く12月16日の「オーエン計画に対するクレスピニイ (W. De Crespigny) 卿の動議」に際してのリカードの演説は、リカードの不況原因論および対策論とともにかれの旧機械論的思考を含んでいるという意味において重要であった。ただ後者についてはすでに関説したこともあるので、²⁴⁾ここでは前者にのみ焦点をあてることにしよう (cf. [9] V/30-31)。リカードによれば、不況に伴う雇傭不足および賃銀低下の最大の原因は資本の不足ないし逃避であるが、それを窮局的に決定するものはまた利潤の低下なのであった。しかもそれらの事態はもともと政府のあずかり知らぬ自然的要因に属するものであるかもしれない。しかし問題は、「資本に対する利潤が他国におけるよりも自国で低くなるのを妨ぐべき適当な方策をわれわれが取ってきたのか？ 反対にその害悪を増大し悪化さすべきあらゆることをやってきたのではなかったのか？」ということである。そしてその第1にあげられるものとしては「穀物法」があり、²⁵⁾ その第2には「貿易に対する拘束」があり、その第3には「国債」がある。もっともこれらに対する「即時的」対策は考えられないとしても、前会期に成立をみたピール法の如く、第1と第2についてはそれらの段階的廃止が可能であろうし、第3についても「国がこの時点で完全にそれ〔国債〕を支払える能力」をもっており、「もしも各人が国債の一部を支払おうとするならば、それはそれだけの資本のギセイによってなしうる」はずであるとして、多くの反対論を承知しながらも、資本課税による国債償還というラディカルな提案を行なおうとする。

さらに12月24日にアーヴィング (J. Irving) 氏によって提出された「商業苦況に関するロンドン商人の請願」をめぐるリカードの演説でも、かれの不況原因論および対策論はそっくりそのまま繰り返えされる (cf. [9] V/37-41)。²⁶⁾ かれによれば、苦況の原因は請願のいうようにピール法による通貨減少にあるのではなく、商業上の諸制限、なかでも穀物法と国債にあるとされる。リカードは穀物法が「その害悪を大いに増加させたと信じる」ものであり、また商業上の諸制限に関する調査委員会が「とくに穀物法の考察の検対に入るようなら、さらによい結果が期待できるかもしれない」ともいう。他方国債についてはその償還のための資本課税を提唱し、「この案の遂行には、困難が伴うかもしれない。しかしそれでもこの目的の重要性はありうべきあらゆる

困難を克服すべき実験に値する。かれ〔リカード〕が一貫して公債の支払を提起した全プランは、4年ないし5年のうちに実行されるだろう」ともいう。

さてこのようなりカード演説に対してブルーム (H. Brougham) は、いくつかの点ではリカードに賛成したが、しかし、「このような問題についていつもかれ〔ブルーム〕が偉大な予言者とみなさざるをえなかったほどの人〔リカード〕が²⁷⁾自分の抱いている決定的意見を公言しないしてほしいという一点があった。かれ〔リカード〕は国債支払の可能性もしくはできるならばその得策に対してそれとなくのべた。……しかしこのような手段の結果は、財産を5年間にわたって、この国におけるすべての事務弁護士、不動産譲渡取扱人および金儲け屋のほしいままにゆだねることになるだろう」としてその非現実性を鋭くついている。そしてまたゴードン ([4] p.70) のように、これを転換点として、前会期以来つちかわれてきた議会人リカードの名声にも幾分のカゲリが生じてきたことはいなめなかった。

V むすびに代えて

さてこの特別議会は1819年12月29日に閉会するが、翌年1月30日には老王ジョージ3世が死去する。それをうけて議会は2月28日に解散され、総選挙が行なわれる。リカードは前回同様ポータリントンの腐敗選挙区より選出され、1823年9月のかれの死去まで以後の4会期を勤める。この後期における議員リカードのマヌウバーについては、稿を改めて論じたいが、その要点を示せばつぎのようにいえるかもしれない。

まずそこでは前期におけるピール法の結果1821年に実行された現金支払再開をめぐる議論が主題となり、それに農業不況がからめられることによって、リカードはピールとともに平価復帰の責任を追求される。これに対してリカードは、前期同様その原因を穀物法とイングランド銀行の誤れる行動とに帰して一步も譲ろうとはしなかったが、ともすれば空論家のソシリをもうけるようにもなった。そのうえリカードが委員としてその名を止めた1821-22年の穀物法委員会は、かれの意に反する『報告書』を1822年に作成したので、かれはそれにあきたらず少数意見としてのパンフレット『農業保護論』([9] IV)を同年に出版する。このように現金支払再開は前期後期を通じる赤い糸として依然リカードの主題をなすが、後期になると穀物法がそれとの関連において、大きくクローズアップされることになってくる。しかしそれらの詳細についてはすべて他日を期したい。

(1985. 1. 16.)

[注]

- (1) ハンサードによって年代記を編むという試みは、以前にもスマート [10] によって試みられている。しかしそれは、スラッフアのリカード全集第5巻のようにリカードに特出されてはいない。
- (2) 以上の回数はフェッター ([3], p. 277) によるが、スラッフア (cf. [9] V) とは喰違いをみせる。

後者の演説回数は107であるが、おそらく前者のうちから重要でないものを削除したものであろう。例えばスマート（〔10〕 Vol. I P. 710）のあげる1819年5月27日におけるハタ織工法案の第2読会においてなされたリカードの反対演説などは、それであろう。

- (3) もっとも議員以前のリカードの証言もあり、それは1818年3月30日の高利禁止法に関する特別委員会におけるものである（cf. 〔9〕V/337—347）。
- (4) 地金論争ならびに『地金委員会報告書』については、さしあたりキャナン〔1〕およびフェッター〔2, ch. 2.〕等を参照のこと。
- (5) リカードは1809年の'Morning Chronicle'への3投稿および翌年の『地金の高価』によって自己の立場を鮮明にした。しかしこれに対してイングランド銀行理事ボザンキト（Bosanquet）が反論を加えたので、翌々年には『ボザンキト氏への回答』によってリジョインダーを試みた（cf. 〔9〕Ⅲ）。
- (6) ゴードン（〔4〕pp. 36—37）も指摘するように、ローダデル（Earl Lauderdale）と推定される質問者と答弁者リカードの上院でのやりとりは、両者の理論的相異点—有効需要論（66—67, 76）信用論（68—75）戦中における経済成長の原因論（114—115）—を反映してみごたえがある。以下両院委員会における質疑の番号は、スラッファに従って、下院のそれを〔 〕で、上院のそれをカッコなしで示す（cf. 〔9〕V/370）。
- (7) 上院証言7においてリカードは、相殺的要因の具体例として、金価格の騰貴や交易縮少をあげている。なお4における貨幣数量説的命題の堅持をも参照のこと。
- (8) しかし〔82〕でのリカードは「ひじょうに少量の地金」で操作可能であるといい、〔137〕でも国内流通における金貨よりも紙幣の有利さを強調しているのので、どちらかといえば、正貨支払よりも地金支払に傾いているようである。

なお証言段階でのリカードの二者択一的態度は、イングランド銀行が当然後者を選ぶに違いないというリカードの思いこみにもとづくものと、スラッファは推測する（cf. 〔9〕V/356—357）。

- (9) これは質疑応答〔49〕における金の造幣価格と市場価格とのヒラキにもとづく兌換再開時の物価下落率5～6%をうけたものである。なお上院3や81では4%、5月24日の議会演説では3%となっているが、これらはいずれも同時点における金の市場価格の下落を取りこんでいるためである。
- (10) 質疑応答〔88〕における「療法」〔平価復帰による物価下落〕が「病氣」〔兌換再開延期〕よりも悪いのではないかとの質問に対しても、リカードは、そういう事例を認めうるとしても「これはその種の一事例であるというようにはわたしには思えません」といいきっている。
- (11) なお質疑応答〔132〕—〔133〕および35—36をも参照のこと。また下院でのベアリング（A. Baring）、上院でのローダデル等の複本位ないしは銀本位支持者とリカードとの対立点については、ゴードン（〔4〕pp. 37—41）やフェッター（〔3〕pp. 94—95）をもみること。ただ後者では証言当時のリカードが「まだ議員ではなかった」とするが、これはフェッターの記憶違いであろう。
- (12) 質疑応答2においてリカードは、少々の不都合があるにしても、同年7月5日でも現金支払を完全に確実に実行することが可能だと答えている。
- (13) 質疑応答〔99〕では過剰取引をもたらす原因として、手形割引更新への積極的依存があげられている。
- (14) その外にも、質疑応答〔103〕での保蔵否定、〔106〕—〔108〕における造幣料の問題等々もある。
- (15) イングランド銀行は、1816年12月および翌年5月には小額銀行券の部分的兌換を行ない、さらに1817年10月以降には同年1月1日以前の日付をもつ銀行券の全面兌換にふみきった。しかしその翌年2月の急激な金流出により1819年1月にはふたたび兌換停止に戻っていた（cf. フェッター〔2〕p. 83, ゴードン〔4〕p. 41, ヒルトン〔6〕p. 38）。
- (16) 上記第1勸告が第3決議案に、第2勸告が第4—第6決議案に、第3勸告が第9決議案に、それぞれ盛りこまれている。この外第1決議案は、さしせまった同年7月5日の兌換再開の延長を、第2決議案は兌換再開時の明示とそれへの準備手段の必要性をうたうもので、それ以降の決議案に対する序論的決議案としての性格をもつ。また第7決議案は、第4—第6決議案で定められた期間内における段階的換算率はその範囲内では変更可能ではあるが、いったん決定されたときにはそれ以降増加させないとするものである。続く第8決議案は1823年5月1日以降の金貨兌換を提唱するものであり、この両者はあいまって第4—第6決議案の補足としての役割を果たす（cf. 〔9〕V/7—8）。

- (17) この所が〔9〕Vの訳本(p.11)では、「彼らの手中から現金支払再開の準備を公言しないでおくことは…」となっているが、誤りであろう。
- (18) ふつうには、Mushetのようである(cf.〔9〕XI/63)。
- (19) この両者とも、銀本位もしくは複本位論者である。なお老商人は、タイムズに投稿したローダゲールの‘Three Letters’の署名である(cf.〔9〕V/17, note 1)。
- (20) 同会期におけるリカードの他の演説としては、(i)救貧税悪用防止法案(3月25日および5月17日)(ii) 国営トミクジに関するリットルトン(W. H. Lyttlton)氏の動議(5月4日)(iii) ハタ織工法案(5月27日)(iv) 国庫証券諸法案(6月2日)(v) 予算案(6月9日)(vi) イングランド銀行貸付法案(6月16日)(vii) 国内消費税法案(6月18日)等々があげられよう。
- (21) その詳細については、さしあたりホワイト〔12〕、リード〔8〕、ウォルムズリー〔11〕等、参照のこと。
- (22) これ以外に、(i)不敬および不穏ザンボウ法(ii) 軽犯罪法(iii) 軍事訓練防止法(iv) 武器補獲法(v) 新聞紙印紙税法がそれらを形成する(cf. スマート〔10〕Vol. I pp. 723—724, アレヴィイ〔5〕pp. 67—72)。
- (23) 1818年頃にかかれ、死後マカロック(J. R. McCulloch)によってスコツマン(Scotsman)に発表されたリカードの2論稿‘Observations on Parliamentary Reform’(1824年4月24日)& ‘The Defence of the Plan of Voting Ballot’(同年7月17日)によれば、「3年ごとの選挙」のほかにも第3の方策としての「無記名投票」もつけ加えられている(cf. 〔9〕V/489—512)。なお1821年4月18日および1823年4月24日におけるリカードの議会改革に関する演説では、この3項目が遠い目的としてではなく現実的課題として主張されているが、それはピータールー直後の1819年12月と後年との状況の違いを反映するものであろう。
- なおこれらの諸点については、吉沢芳樹〔18〕をも参照のこと。
- (24) オーエン計画は機械による労働排除を肯定し、馬スキ耕作を手スキ耕作に代えて、協同体生産によって失業の解消をはかろうというものである。リカードはこれに反対するけれども、その調査のための委員会設置というクレスプニイの動議には少数派として賛成投票を行なう。
- なおリカードはこの時点では機械についての補償説的見解を懐いていたが、のちに『原理、第3版』(1821)において排除説的見解に革命的な変更を行なった経過については、真実〔17〕を参照のこと。
- (25) 議会外における『利潤論』(1815)や『原理』(1817. 2. ed. 1819)の発言を別にすれば、これが議会内におけるリカードの穀物法に対する最初の反対発言のようである(cf. ゴードン〔4〕p. 202, note 24)。
- (26) この前の12月22日には、マーベリイ(J. Maberly)氏による「イングランド銀行および国庫証券に関する文書要求動議」にさいしてのリカードの演説がある。
- (27) コベット(W. Cobbett)はこれを利用して、それ以降かれの雑誌‘Political Register’でリカードを予言者とよんで毒づいたらしい(cf. 〔9〕V/40, note 2)。

〔引用文献〕

- 〔1〕 Cannan, E., The Paper Pound of 1797—1821. A Reprint of the Bullion Report. 1919. 2. ed. 1925.
- 〔2〕 Fetter, W. F., Development of British Monetary Orthodoxy, 1797—1875. 1965.
- 〔3〕 ——, The Economists in Parliament, 1780—1868. 1980.
- 〔4〕 Gordon, B., Political Economy in Parliament, 1819—1823. 1976.
- 〔5〕 Halévy, E., The Liberal Awakening, 1815—1830. 1961.
- 〔6〕 Hilton, B., Corn, Cash, Commerce. The Economic Policies of the Tory Governments, 1815—1830. 1977.
- 〔7〕 Rashid, S., Edward Coplestone, Robert Peel, and Cash Payments (History of Political Economy, Vol. 15 No. 2, Summer 1983.)
- 〔8〕 Read, D., Peterloo: the ‘Massacre’ & its Background. 1958.
- 〔9〕 Ricardo, D., The Works & Correspondence of David Ricardo, ed. by P. Sraffa with the Collaboration of M. H. Dobb. Vol. I—XI, 1951—73. (堀経夫, 末永茂喜, 鈴木鴻一郎, 中野正, 杉本俊朗, 玉野井芳郎監訳『リカード全集』第1—10巻〔11巻未訳〕1969—1972.)

- [10] Smart, W., *Economic Annals of the Nineteenth Century*. Vol. I. 1801—1820 & Vol. II. 1821—1830. 1910&1917.
 - [11] Walmsley, R., *Peterloo : The Case Reopened*. 1969.
 - [12] White, R. J., *From Waterloo to Peterloo*. 1957.
 - [13] 服部正治, [4] の書評 (『立教経済学研究』31巻2号, 1977. 9.)
 - [14] ——, [6] の書評 (『福島大商経論集』47巻2号, 1978. 12.)
 - [15] 西沢保, [3] の紹介 (『経済学史学会年報』No21, Nov. 1983.)
 - [16] ——, トマス・アトウッドと農業家エコノミスト群像—リカード主義に対抗する「インフレーションイズム」の展開, 1815~1836年 (『社会経済史学』50巻2号, 1984.)
 - [17] 真実一男, 機械と失業—リカード機械論研究—1959.
 - [18] 吉沢芳樹, リカードの議会改革論と経済学の分析視角 (『専修大経済学論集』6号, 1968. 11.)
- [後記] 本論文に関する文献入手に対して御配慮をうけた, 大阪市大経済学部竹中恵美子, 桃山大学経済学部熊谷次郎, 渡辺邦博(非常勤), 関西学院大学経済学部松本有一, 大阪市大経済学研究科福原宏幸の諸氏に感謝したい。